2017年3月2日

選挙市民審議会　第一部門　発題

被選挙権年齢について

西南学院大学　濱野道雄

１．現状

衆議院議員、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員　25歳以上

参議院議員、都道府県知事　30歳以上

２．課題

１）参政権としての被選挙権[1]：権利能力説から立候補権説へ

---

[1] 辻村みよ子『憲法 第3版』（日本評論社、2008）従来の通説では、憲法15条1項の「国民固有の権利」としての公務員選定権を主権者の具体的な選挙権と解さず、抽象的な参政の権利ないし資格（「選挙に参加する資格または地位」）として捉えてきた。このことから、被選挙権についても、従来の通説は、権利ではなく権利能力と解し（権利能力説）、「選挙人団によって選定されたとき、これを承諾し、公務員となりうる資格」（略）であると説明してきた。ここでは、国家法人説の立場から個人に権利が帰属しないことが前提とされたため、被選定権（公務員に選出される権利）の権利性が承認されないのも当然であった。判例でも、選挙犯罪の処刑者に対して選挙権と被選挙権の停止を定める公職選挙法252条の合憲性が問題になった事件で被選挙権の性格が論点となり、1955年の最高裁判決は権利性を否定した。（略）ところが、その後、最高裁は、労働組合員の立候補権に関する1968年12月4日の三井美唄炭鉱事件大法廷判決（略）で、「立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である」、「憲法15条1項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」と指摘した。ここでいう基本的人権の概念は不明であるにせよ、この判決やその後の衆議院議員定数判決（略）のなかで、最高裁が「国民の最も重要な基本的権利」としての選挙権の権利性や選挙権の平等を強調しており、権利説の立場にしだいに接近してきたものと解することができよう。これらの判例の展開に伴って、学説も、最近では被選挙権の内容を立候補権として捉え（立候補権説）、被選挙権を基本的権利と解して、憲法上の選挙原則をこれにも適用しようとする見解が有力となった（略）。理論的には、従来の二元説のように公務性を基礎とする公務員選定資格との関連で被選挙権を捉える場合には、被選定権としての被選挙権の権利性は承認されえないのに対して、国政参加権の一態様としての立候補の権利は認めることができる。また、主権的権利説では、立候補は、主権者にとって議員の選出と同様に重要な主権行使の一形態であり、被選挙権も立候補による主権行使の権利として捉えられる。したがって被選挙権は、選挙権と同様、15条1項を根拠として、立候補権を中心とする個人的権利

＊　憲法 第15条1項　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

←　被選挙権と選挙権は表裏一体

＊　憲法 第44条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

＊　投票率低下：同世代の意見が反映されないことへの不満　→政治への無関心

20代以下の人口比率に対して、二分の一程の国家予算支出率、三分の一程の投票率

2）法的整合性

＊　選挙権18歳以上との整合性

＊　民法での成人年齢20歳との整合性（世界の約9割は18歳成人）

3）世界の傾向

＊　世界194か国のうち下院の被選挙権は18歳が54か国（27.8%）、21歳が60か国（30.9%）、25歳が57か国（29.4%）[2]

内、OECD加盟34か国中、過半数の54.9%（18か国）は18歳以下、79.4%（27か国）は21歳以下

上院の被選挙権年齢が判明した70か国中、46か国（65.7%）において上院の被選挙権年齢が下院の被選挙権年齢より高く設定されており、両院の被選挙権年齢が一致していたのは24か国（34.3%）

アメリカ：上院30歳、下院25歳、市町村は州によるが18歳市長の例あり

イギリス：上院21歳、下院18歳

ドイツ：上院（直接選挙無し）、下院18歳

フランス：上院24歳、下院18歳

韓国：25歳（一院制）

スウェーデン、ノルウェー（共に一院制）等、北欧では18歳が多い

4）世論

として理解されることになる（略）。このほか、「自ら公職者として国政に参与する権利」の一側面として、被選挙権を憲法上の権利（憲法13条の幸福追求権の内実をなすもの）と解する見解も存在する（略）。

[2] 那須俊貴（国立国会図書館 調査及び立法考査局 政治議会課）「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」、『レファレンス』 2015年12月号

日本経済新聞電子版 2016 年 6 月 16 日

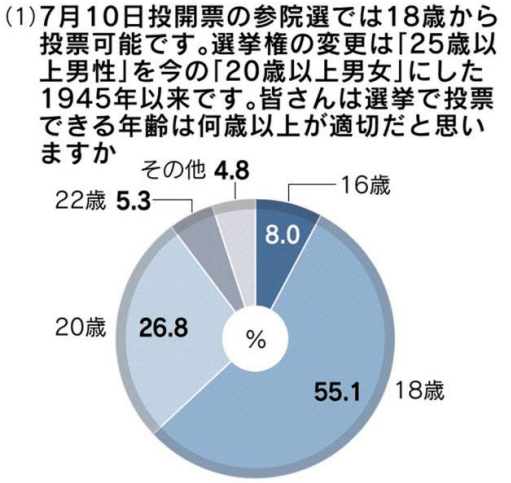

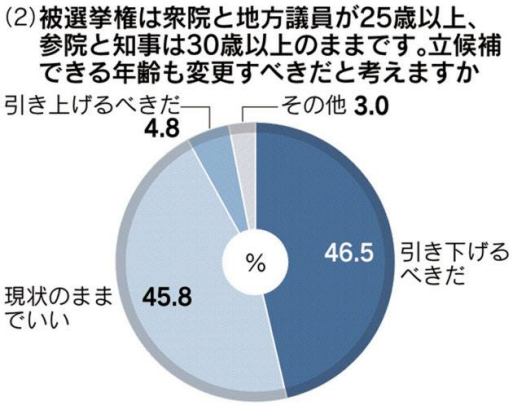

３．提案

＊　間口は広く、あとは立候補者の公約、能力で決定する

実績をあまりにも重視しすぎると、現職有利の状態を変えられない

例えば、奥田愛基氏が立候補できれば、彼に投票したい人々は少なくないのでは

＊　ただし、主権者教育の充実とセットで考える必要あり

公開討論会などの充実

＊　少なくとも、世論反映を特徴とする衆議院議員等、現在 25 歳のものは選挙権と同じ 18 歳に

＊　参議院議員と都道府県知事をどう考えるのか？（どこまで引き下げるか。そもそも年齢に「良識」を成長させるために、そこまでの意味があるか。また両者の違いの意義はどこにあるのか。）